

廃棄物の野焼きは禁止されています

廃棄物の野焼きは、一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶による焼却や、穴を掘ってごみを焼却することも野焼きです。ご近所への迷惑や有害物質の発生原因になるので、野焼きはやめましょう。

「野焼きにご近所トラブルを避けましょう」

田畑のわらや雑草の焼却に対する苦情が非常に多く寄せられています。「洗濯物に臭いがつく」「など理由はさまざまです。ご近所トラブルにならないように、次のことを守りましょう。

- 燃やす前にご近所にひと声かける
- 草木は焼却しないで、なるべく土に返す
- 煙の量や臭いが近所迷惑にならない程度にとどめる
- 風向きや時間帯を考える
- よく乾燥させ煙の発生量を減らす



再利用、ウレシヤン!!



【野焼きは環境汚染につながります】  
野焼きは、低い温度で燃やすと不完全燃焼になることから、焼却する過程で有害物質が発生し、人の健康への影響が心配されます。また、大気汚染につながる原因の一つになります。

違反した場合は・・・  
廃棄物を違法に焼却した場合は、5年以下の懲役または1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金またはその両方が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

■例外として・・・  
野焼き禁止の例外とされる行為は次のとおりです。

- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 農薬、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 稲わらの焼却や病害虫の駆除のための焼却など
- たき火、その他の日常生活で営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

■バーベキューなど

「ちょっとくらい」「これくらい」と思っても、煙や臭いは、人によって感じ方が違います。また、風向きなどで遠くまで煙や臭いが流れていく場合もありますので、野焼き禁止の例外行為であっても最小限にとどめ、周辺の生活環境への影響がないよう、十分に注意しましょう。

可燃ごみ搬出量  
現在、三重県の民間ごみ処理業者へ委託して焼却処分しています。ごみの量に応じてごみ処理費用を負担することになりますので、ごみ分別や減量にご協力ください。

測定月	収集量
平成30年4月分	1,083t
平成31年4月分	1,100 t (前年比17t増)



たかしま市民協働交流センターからのお知らせです

交流センターは、市民が取り組むまちづくりやボランティア活動を支援しています。



第3期 「高島市まちづくり推進会議」委員の募集

将来社会に向けて次のテーマについて検討し、市民協働による魅力あるまちづくりを推進しましょう。ぜひあなたの力を貸してください!詳しくは、お問い合わせください。

- ▼対象者 次の①～③のすべてに該当する方
  - ① 18歳以上の方
  - ② 市内在住または市内に通勤・通学する方
  - ③ 市議会議員および市職員でない方
- ▼定員 15人
- ▼任期 2年(令和3年3月末まで)
- ▼テーマ
  - ① 市内のバス交通のあり方
  - ② 地域とのつながりを生み出すための地域行事
- ▼選考方法 書類選考
- ▼活動内容 テーマに関する現状把握のための調査活動。行政や市民の取り組みの理解。将来社会に向けての検討や実践につながる活動。
- ▼会議の開催 月1回程度
- ▼募集期間 6月3日(月)～28日(金)
- ▼申込方法 所定の応募用紙に必要事項を記入して提出してください。

10年後のたかしまを見据えて

～まち・むらの課題を、まち・むらで解決するために～

- 自治会の担い手不足、空き家の増加、若者の地域離れ、農地の荒廃など多くの地域課題に住民の力で解決している事例をもとに、まちづくりへのヒントを学ぶ研修会を開催します。
- ▼日程 6月29日(土) 15時～16時30分
  - ▼会場 今津東コミュニティセンター
  - ▼講師 I IHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表 川北 秀人さん
  - ▼定員 先着50人
  - ▼参加費 500円

市民活動、ボランティアグループなんでも相談会& ちょこっとセミナー「助成金申請のポイントを知ろう」

- 市民活動団体やボランティアグループの設立や運営に関する相談、メンバーの増やし方、広報やチラシづくりなど、お気軽にお越しください。(要予約)
- [相談会①]
    - ▼日程 6月19日(水) 19時～21時
    - ▼会場 安曇川公民館
  - [相談会②]
    - ▼日程 6月20日(木) 14時～16時
    - ▼会場 高島公民館
  - [相談会③]
    - ▼日程 6月21日(金) 15時～17時
    - ▼会場 朽木公民館
- ※全て前半はセミナーで、後半は相談です。